

平成19年度 第3回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成19年8月28日（火） 午前10時から11時15分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 3階 第6会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>12名

井口直樹、加藤良三、小嶋澄子、小松貞春、下條輝雄、鷹野吉章、津田朱實、堤薫、林静枝、村越ひろみ、山村一生、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（矢ヶ崎）、地域福祉推進課長（鳥羽）、地域福祉推進課社会福祉係長（倉光）、地域福祉推進課福祉計画担当主査（山崎）、地域福祉推進課（肥後、堀）、株式会社生活構造研究所

■ 傍聴者：1名

■ 議 事 1 報告

- （1）前回議事録の確認について
- （2）府中市福祉計画調査 調査票案について
- （3）ソーシャルインクルージョンについて
- （4）アンケート調査の進め方について

2 議題

- （1）前回議事録の確認について
- （2）府中市福祉計画調査 調査票案について
- （3）アンケート調査の進め方について

3 その他

■ 資 料 資料1 第3回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 地域福祉計画・調査票へのご意見

資料3 府中市福祉計画調査 調査票案

資料4 地域福祉計画アンケート調査項目一覧

資料5 ソーシャルインクルージョンについて

資料6 アンケート調査票案について事前にいただいたご意見

■ 議事要旨

会 長：定刻となりましたので、ただいまより平成19年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

まず、事務局より出席数の確認をお願いします。

事 務 局：本日の会議は、委員15名中、12名の委員の皆様にご出席いただいております。府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条の規定を満たしていますので、本日の審議会は有効となります。なお、欠席の委員は、上野委員、島中委員、長島委員の3名で、都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。それでは、配布資料のご確認をさせていただきます。資料1から6でございます。

本日の会議には視覚に障害のある方、聴覚に障害のある方がいらっしゃっておりますので、ご発言の際は、挙手の後、お名前をおっしゃってからご発言ください。

議題

(1) 前回議事録の確認について

会 長：まず、前回の議事録について確認をお願いします。

事 務 局：議事録につきましては、個人名を会長、副会長、委員という表記にしております。訂正のご連絡をいただいたものについては訂正してございます。これではよろしければ議事録を公開させていただきたいと存じます。

会 長：ありがとうございます。ホームページ、図書館等で公開するというごをお願いします。それでは、議題2について説明をお願いします。

(2) 調査票案について、アンケート調査の進め方について

事 務 局：それでは、資料2~4についてご説明いたします。皆様からいただいたご意見につきましては資料2に、修正した調査票案につきましては資料3に、項目ごとの設問につきましては資料4にまとめてあります。合計で34項目の設問となっております。調査票は9月中旬に印刷入稿し、10月中旬に発送いたします。なお、資料6に、会長、副会長から事前にいただいたご意見をまとめてあります。修正方針につきましては検討中でございます。

会 長：では、資料3に沿って検討したいと思います。属性の部分についてはこれでよいと思いますが、3ページ以降についてはいかがですか。

委 員：このようなアンケートでは回収率が問題だと思います。6割くらい回収できると理想だが、通常は3割程度というのが実情である。今回はどの程度の回収を想定しているのでしょうか。6割くらいを目標としているのか、3割程度でもよいと考えているのでしょうか。

事 務 局：前は四捨五入して6割で、50%台でした。今回は、締切日までに回答がない場合、礼状をかねたお願い状を出すことにしています。前回はそのような方法で50%台を

確保しました。結果的に 3 割程度になってしまったということがないように督促の方法を考えたいと思います。

委員：2 ページの F6 で、一部の地域の人にのみ丁目を聞いているが、これはどうしてですか。

事務局：この地域では民生委員の 6 地区の地区割りが分かれているため、このような設計にしました。

委員：何か注意書きをしておいたほうが親切だと思います。

また、4 ページの Q4 で「もらえる」という表現がありますが、「もらえるなら参加できる」としたほうがわかりやすいと思います。

会長：F6 には注意書きをいれるか、全員に書いてもらうようにする。Q4 の表現には修正を加えてください。

委員：問 1 には、なぜ参加しないのか、フォローする質問がほしいような気がします。

事務局：確かに参加していない人に聞く設問はありませんが、クロス集計することによりある程度の傾向がわかると思います。質問数がかかなり多いので、これ以上質問を増やすのは厳しいと思います。

会長：では、問 1 についてはクロス集計で補うということではよいですか。

委員：結構です。問 9 の「ボランティアセンター」は社協がやっている「府中ボランティアセンター」と市がやっている「府中 NPO・がボランティア活動センター」があると思います。どちらかわかるように明記した方がよいのではないのでしょうか。

会長：括弧書きで 2 種類あることを注記しておいてください。また、問 9 の設問文から「社会福祉協議会」は省いて「市や都など」とする。なぜかという、基本的に最後に責任をとるのは市区町村だということ、委託でいろいろなかたちでやっていますので。

委員：この種の調査では、対象者に正確な団体の名前を知っていただくということにも意味があると思います。

委員：問 1 で「地域活動」や「ボランティア活動」としているが、両者はどのように違うのでしょうか。

事務局：地域活動は町内会や自治会の活動や PTA の活動などが主だと考えています。ボランティア活動はその人がボランティアでどういうことをしているかお聞きしたいということです。

委員：ボランティアという言葉はあいまいなもので、自治会の役員をボランティアと思っている人もいます。

委員：ふつうは無報酬とか見返りを求めないで動くということがボランティアと解釈しているのですけれども。

委員：一番大きいのは自主性ですね。自ら進んで活動に参加するかどうか。自治会役員でも自発的ならボランティアになるし、持ち回りならそうはならないと思います。その辺の動機の部分が大きいと思いますね。

会長：ボランティア活動と地域活動について、一般的な定義を 2, 3 行入れておいてください。

8～10 ページについてはいかがですか。

問 13 の(11)についてですが、府中市はバリアフリーに加えてユニバーサルデザインを推進しているので、(11)をユニバーサルデザインとして、解説を加えていただきたいと思います。

また、問 15 の設問文が「表現していくことが大切です」という言い切りの形となっていますが、表現を検討した方がよいでしょう。

ここで何かありますでしょうか。

続いて府中市の福祉の満足度のところですがどうでしょうか。

それでは福祉に対する考え方のところで何か質問等ありますでしょうか。

問 18 は言葉を知っているかどうかを聞いていますが、この内容が問 25 と一部重複しています。例えば問 25 の選択肢 9 の「利用者の権利を保護する仕組みをつくる」というのは「権利擁護事業」です。このようになっていますので、問 18 を問 25 にうまく入れ込んだかたちでやったらどうかと思いますがその辺いかがでしょうか。

最後に「福祉施策についておたずねします」というところで確認することはございますでしょうか。

では、修正をお願いすることとしまして、今後の具体的な日程について事務局から説明をお願いします。

事務局：本日のご審議を踏まえて調査票を修正し、今月末に確定させていただきます。9 月 13 日に福祉計画検討協議会がありますので、その委員に 5 日に調査票を送付する予定です。調査票は会長、副会長のご了承をいただいてから確定したいと考えています。そして、調査票の印刷をはじめまして、10 月 1 日から封入、発送作業に入ります。高齢者分野、障害者分野もいま作業をしております、関連する調査を合計すると 12000 人強を対象に発送することになります。

会長：他の個別分野の調査もするようですが、一般市民を対象にした調査は本調査が中心となります。内容については副会長と私とで最終確認をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員：12000 人というと、1 世帯に複数の調査票が行くこともあるのですか。

事務局：無作為に抽出した結果、同一世帯内の複数の人に調査票が行く可能性はあります。

会長：参考までに調査の有効回答率というのがあって、3000 人だと 80 通で有効となるというのがあるようですが、民意を反映するということで、府中市では、今回の調査ではできれば 5～6 割の回収を目指していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(3) ソーシャルインクルージョンについて

会長：さて、資料 5 をご覧いただきたいのですが、今ノーマライゼーションからソーシャ

ルインクルージョンという考え方がさかんにいわれるようになりまして、この調査票のなかにもソーシャルインクルージョンの考え方を取り入れております。これはどういうことかということで文章にしました。

これは、貧困者や失業者、ホームレス、ニートなどを社会から排除された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参加（参入）することを目標としています。すなわち、特定の対象者を社会的に孤立・排除するのではなく、違いや多様性を認め合い地域全体で包み込み、共に支え合って生活できるような社会をつくるという考え方、こういう考え方をシステムの中に入れていこうというものです。

我が国では、2003年に厚生労働省が位置づけております。地域福祉の策定にあたって、2002年に社会保障審議会の福祉部会のなかで、「共に生き・支え合う社会づくり」という言葉でソーシャルインクルージョンを訳しております。今までのノーマライゼーションの理念は、障害のある人もない人も社会を構成する一員として、地域の中で、共に当たり前の生活を当たり前に行う社会を目指すという考え方で自立支援法や障害者基本法などの法律に具体化されてきましたが、そこから一歩進んで、社会の谷間におかれている人たち、社会の構成員の一員として、多様性を認め合い、共に支え合って生活できる社会を構築する考え方なのです。

ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの比較の表をのせておきました。

ノーマライゼーションから一歩すすんで、トータル的な考え方でシステム化していこうというのが今の社会福祉の流れです。

副会長：ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの相違点というのは非常に分かりやすいのですが、一方で共通点という視点もとても大切で、ノーマライゼーションもソーシャルインクルージョンも地域社会を構成する一員を大切にしていこうという考え方では共通しています。

（４）今後の日程などについて

事務局：次回の審議会は平成20年2月14日10時から府中市民会館で行います。

今回の議事録は個人名の入ったものをいったんご確認いただいて、最終確認については期間があきますので、正副会長に確認していただき、委員の個人名は伏せて公開いたします。

また、今回、聴覚障害者協会から要望書が来ています。地域福祉推進課長あてで、その内容は、地震などの災害時に、一般の人たちはラジオ放送などで情報が提供されてそれにあわせて行動ができますが、聴覚障害者は正確な視覚的情報がないと動けません。どこに避難するのか、どこが安全なのかという災害時に必要な情報を提供するために、府中駅南口のくるるの掲示板などに表示していくように働きかけていただけないかというものです。例として立川駅にスクリーンがあるということを挙げています。これにつきましては、庁内の関係課に検討を依頼しております。

会長：この要望書は審議会あてではございませんが、福祉のまちづくりにとって非常に大

切なことなので、防災課などと連絡を取り合ってぜひ対応していただきたいということをごちからとしても強く要望したいと思います。

委員：グリーンプラザで緊急時に対応するランプがついています。京王線府中駅でも電光板がついています。くるるのほうにもそのようにつけていただきたいということで要望いたしました。防災課との協議の結果を伺いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会長：防災関係で新たな展開がありますので、事務局からお願いいたします。

事務局：新たな展開の前に、地域安全対策課を主管課として、携帯電話等のメールを使った安全・安心メールというのを実施しています。震度 5 弱以上の地震の情報、類焼が著しくて市民生活を脅かすおそれのある火災の情報など、そのような災害のときには、安全・安心メールを発信しております。その他にも不審者が出たなど、事前に登録することによって携帯電話、パソコン、FAX でも受信できるので、ぜひ広く活用していただきたいと思っておりますのでお知らせいたします。

それから、昨日国からの通知が都を通してきたのですが、市町村の地域福祉計画を策定するなかで、その中に災害時の要援護者の支援方策について盛り込むように指示がありました。その内容は要援護者の把握に関する事項、その情報をどう共有するかということ、要援護者をどう支援していくかということなどです。

これとは別に災害時の要援護者については現在、主管課であります高齢者支援課・障害者福祉課・子育て支援課・文化コミュニティ課など関係する課が集まりまして、対象者を抽出しているところです。それに基づきまして、防災課が中心となって災害時の要援護者の支援方策を策定する手順になっておりますので、そのようなものを地域福祉計画のなかにもいっしょに盛り込むようなかたちになろうかなと思います。以上お伝えいたします。

委員：聴覚障害の方はメールでやりとりできると思うのですね。例えば災害のときにも市のほうから情報を発信してもらえば文字としても見ることができる。実際、聴覚障害の方は携帯電話をお持ちで、利用されているのでしょうか。

委員：高齢者が多いので、携帯もパソコンも持っていない人が多いのです。それと、事前登録が必要だということですが、登録の仕方などがわからないということもあります。

携帯をもっていないと、家を出たとき万一の場合、音として情報が入ってこないのを見てわかるものが必要です。例えば、立川駅ですと大きなスクリーンがあってとてもいいと思いました。テレビを見ていれば緊急情報が流れてきます。そのようにくるるでもしていただければと思います。

聴覚障害の高齢者は、メールは難しいですし携帯を持っていない方もいます。インターネットもできません。高齢者ですと覚えて使いこなすというのはなかなか難しいので、ご理解をいただきたいと思います。

会長：防災課に確認していただいて、くるるの掲示板も含めて有効活用をしていくというのがまちづくりの前提条件になりますので、市のほうからアプローチしていただくということでお願いいたします。要援護者対策については関係部署で協議会が始ま

っているので、取り入れられるものは取り入れるようにして、あるいは本審議会で議論したことについてはいかしていこうと思っております。

委員：防災情報の件については、広報ふちゅうなどで知らせていただきたい。

会長：それともうひとつ、要援護者の把握について事務局の考え方はどうなっていますか。

事務局：現在、主管課が集まった会議で、名簿をどうするのかということが出まして、対象者、例えば高齢者ひとり世帯、高齢者のみ世帯、介護保険の認定者、障害者などをリストアップして、ご本人の了解をいただいた上で名簿化するというところまで話が出ております。

確認方法についても、ただ郵送してご回答いただくというのではなくて、訪問したうえでご説明しご回答いただくなどいろいろなケースが考えられるので、いろいろな方法が必要であると会議のなかで話題になっておりました。今後対象者が何人いるということでご報告できると思います。現在のところは以上です。

会長：そのほかに事務局から何かありますでしょうか。

事務局：福祉のまちづくり推進計画について、平成8年に施行されました福祉のまちづくり条例のなかで福祉のまちづくり推進計画の策定が定められています。現在、これについては未策定となっております。今回の福祉計画に盛り込む予定でございます。それに向けまして、小委員会を設けまして、今年度中に素案の作成にご協力いただくとういかたちで考えております。小委員会につきましては、正副会長のほかにも数名の委員さんに入っていただきたいと考えておりますのでご了承いただきたいと思っております。

会長：平成20年に向けて策定していくもので、この審議会の中からメンバーを選んでたたき台を作りたいと思っております。会長、副会長のほかにも数名程度という説明がありましたが、これについてご意見はありますでしょうか。

委員：正副会長が選んで、本人の了承を得るということでよろしいのではないのでしょうか。

事務局：地域福祉計画と福祉のまちづくり推進計画の関係について整理させていただきます。福祉のまちづくり推進計画は府中市まちづくり条例第7条に基づき定めることになっています。1つにはまちづくりに関する目標を立てて、目標に対して施策を考えていくということで、ハード面と申しますか、ユニバーサルデザインなどを入れたかたちで府中市のまちづくりをどうしていくかということを実施のなかにかかしていく計画になるかと思っております。

これに対して、地域福祉計画はソーシャルインクルージョンなどご説明がありましたが、どちらかというとソフト面が中心、福祉施策をどう表していくかという計画となります。

地域福祉計画は社会福祉法第107条で規定されていまして、片や福祉のまちづくり推進計画は条例で規定されているもので根拠法令は異なりますが、地域福祉を展開していくうえではソフトとハード両面がないと成り立っていないものであると考えています。以上おおまかな説明ですので補足していただければと思います。

会長：昨年までのまちづくり推進審議会ではどちらかというとハード面を中心に検討しました。物理的なバリアをいかに少なくしていくかということで、これが福祉のまち

づくり推進計画となっていくわけです。

それ以降、ソフト面、世間でいう情報のバリアフリーや心のバリアフリーという意識の問題をやっぺいこうではないかということで、この調査にもありますように市民がどういう意識をもっているかということで、意識調査なども進めているわけです。

一方でハード面でもきちんと詳しく計画をつくっぺいこうというかたちになりますので、その辺についてはぜひご協力をお願いしたいと思います。

このあたりで質問等ございますでしょうか。

なければ全体をとおしてどうでしょうか。

委員：アンケートは無作為ということですが、外国人も対象になるのですか。

事務局：住民基本台帳で抽出しますので、外国人が対象となることはありません。

委員：計画には要援護者支援もぜひ盛り込んでいくということでさあ大変かなと感じました。

会長：基本的に要援護者の関係は障害のほうで当事者に質問等があると思いますので、それを見ながら当審議会としては対応していけばよいのかなと考えております。

委員：災害時どうするかということについては、地域とのかかわり例えば自治会との関係をどうするかということを考えていきたい。その他に、高齢者施設や障害者施設での対応、日中だと活動しておりますが、その場合どういう方策があるか、少ない職員では対応しきれないですね。その辺についても考える必要があると思います。

会長：そのあたりも含めてご検討いただきたいと思います。

委員：他の計画や調査との整合については留意していただきたいと思います。

会長：事務局を含めてよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありますでしょうか。なければ終了とさせていただきます。

次回は2月14日ということでかなり間が空きますが、単純集計などはできてくるということですので、また次回よろしくお願ひします。本日はお忙しいなか、また暑いなかありがとうございました。

以上